

平成30年2月26日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長

牛島 聰

主任中央需給調整事業指導官

三輪 宗文

課長補佐

塩月 英治

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5335)

(直通電話) 03(3502)5227

報道関係者各位

## 特定労働者派遣事業の事業廃止を命じました

～「関係派遣先派遣割合報告書」を提出しない事業主に対して実施～

厚生労働省は平成30年2月22日付で、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「労働者派遣法改正法」という。）附則第6条第4項に基づき、特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主（以下「特定派遣元事業主」という。）に対して、特定労働者派遣事業の事業廃止を命じました。詳細は下記のとおりです。

1 被処分特定派遣元事業主

別添の一覧表に記載のとおり。

2 処分内容

労働者派遣法改正法附則第6条第4項に基づき、特定労働者派遣事業の廃止を命ずる。

3 処分理由

別添の特定派遣元事業主は、

① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第23条第3項により、関係派遣先派遣割合報告書を提出しなければならないとされているにもかかわらず、平成27事業年度分について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第17条の2に規定する提出期限を経過してもこれを提出することなく、

② これに対する労働者派遣法第48条第1項に基づく指導に従うことなく、

③ また、労働者派遣法第48条第3項に基づく指示を行ったにもかかわらず、関係派遣先派遣割合報告書を提出することなく、

労働者派遣法第23条第3項の規定に違反したこと。

※ 労働者派遣法の関係条文は裏面をご参照ください。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（抄）

（事業報告等）

第二十三条

1～2 （略）

3 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次条に規定する関係派遣先への派遣割合を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4～5 （略）

（指導及び助言等）

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律（前章第四節の規定を除く。第四十九条の三第一項、第五十条及び第五十一条第一項において同じ。）の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 （略）

3 厚生労働大臣は、第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反した派遣元事業主に対し、第一項の規定による指導又は助言をした場合において、当該派遣元事業主がなお第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定より読み替えて適用する同条第一項の規定に違反したときは、当該派遣元事業主に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号）（抄）

附則（特定労働者派遣事業に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に旧法第十六条第一項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業（旧法第二条第五号に規定する特定労働者派遣事業をいう。）を行っている者は、施行日から起算して三年を経過する日までの間（当該期間内に第四項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたとき、又は新法第十三条第一項の規定により労働者派遣事業を廃止した旨の届出をしたときは、当該廃止を命じられた日又は当該届出をした日までの間）は、新法第五条第一項の規定にかかわらず、引き続きその事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。

2～3 （略）

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による労働者派遣事業を行う者が新法第六条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該当するとき、又は施行日前に旧法第四十八条第三項の規定による指示を受け、若しくは施行日以後に新法第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお新法第二十三条第三項若しくは第二十三条の二の規定に違反したときは当該労働者派遣事業の廃止を、当該労働者派遣事業（二以上の事業所を設けて当該労働者派遣事業を行う場合にあっては、各事業所ごとの当該労働者派遣事業。以下この項において同じ。）の開始の当時旧法第六条第四号から第七号までのいずれかに該当するときは当該労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

5～7 （略）

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号）（抄）

（関係派遣先への派遣割合の報告）

第十七条の二 法第二十三条第三項の規定による報告は、毎事業年度経過後三月が経過する日までに、当該事業年度に係る関係派遣先派遣割合報告書（様式第十二号の二）を厚生労働大臣に提出することにより行わなければならない。

番号	届出受理番号	届出受理年月日	派遣元事業主の氏名又は名称	住所	代表者氏名
1	特13-011470	平成13年10月1日	株式会社ウェルコミュニケーションズ	東京都中野区中野3-34-3-313	石川 雅仁
2	特13-050388	昭和62年2月1日	シンクロワーク 株式会社	東京都品川区西五反田8-1-14	大澤 清友
3	特13-311994	平成21年11月4日	株式会社ティクオフアドインターナショナル	東京都渋谷区神宮前三丁目6番5号	雨宮 光男
4	特13-314189	平成23年7月26日	ミスモ株式会社	東京都武藏野市吉祥寺本町二丁目6番5号	鈴木 康之
5	特13-315886	平成25年1月21日	株式会社AVANCE	東京都杉並区大宮1-14-9	稻垣 雅史
6	特13-316031	平成25年1月21日	株式会社 エスケイワイ	東京都港区港南4丁目1番6号	當銘 由弘
7	特13-316857	平成25年12月2日	株式会社INEDIT	東京都千代田区四番町2番地1	岸本 渉
8	特13-318029	平成26年12月11日	株式会社アクロリンク・パートナーズ	東京都新宿区戸山一丁目10番20号	大西 茂之
9	特13-315107	平成24年4月24日	株式会社エムティージー	東京都目黒区上目黒3丁目6番23号シティハイツ五十鈴304	山田 昌孝
10	特13-315942	平成25年2月6日	コンシリアム株式会社	東京都渋谷区代々木2丁目23番1号	澤井 慧
11	特13-317259	平成26年4月4日	フューコ・コンサルティング株式会社	東京都新宿区住吉町二丁目10番 ソフィアMビル	李 宗成(LEE JONGSEONG)
12	特13-317568	平成26年7月9日	株式会社アドベンチャー	東京都江東区大島一丁目39番1号 1F-A	高松 悟
13	特13-309060	平成20年6月19日	株式会社 THE	東京都渋谷区渋谷2丁目22番3号	龍原 諭
14	特13-310805	平成21年3月5日	有限会社エイスオーシャン	東京都豊島区上池袋一丁目26番7-902号	川尻 恵司
15	特13-302232	平成17年11月22日	日本和光コンサルティング 株式会社	東京都台東区台東2-7-4	姜 洧
16	特13-303284	平成18年6月30日	株式会社 ジャンクション	東京都中野区江原町3-28-9	南出 健志